

報道資料

令和6年12月9日

菊池市教育委員会

菊池市教育委員会は、下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので、菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき、公表します。

記

- 1 被処分者 (所属) 教育委員会 (役職) 会計年度任用職員 (年齢) 44 歳
- 2 処分発令日 令和6年12月6日
- 3 処分の種類 懲戒免職
- 4 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

(事案の概要)

被処分者は、令和4年度から6年度にかけて、教育委員会所管の施設の使用料、及び教育委員会主催事業における市民からの徴収金の一部を横領し、私的に流用した。

横領総額	864,530円	(内訳)		
		使用料	191件	599,030円
		徴収金	13件	265,500円
被害総額	616,030円	(内訳)		
		使用料	191件	599,030円
		徴収金	6件	17,000円

※ 徴収金の横領総額と被害総額が異なるのは、徴収金の一部を私的流用した後、同額を戻し、横領の発覚を回避していたため

(横領の方法)

使用料	施設予約システムの料金収受データを改ざんし、実際には料金収受されていないように見せかけ、その分の現金を横領した。
徴収金	事務室金庫に保管されている徴収金を、室内に一人になったときに金庫から横領した。

（被害総額について）

12月5日付で全額弁済している。

（管理監督職の処分）

教育部長、及び被処分者を管理監督する職員5人に対し、文書訓告を行った。

（その他）

全体の監督責任を明らかにするため、市長、副市長、教育長の給与を減額する条例改正案を12月議会に提出予定。

この度、教育委員会の会計年度任用職員が公金を横領したことは、市民の皆様大変ご迷惑をおかけし、行政に対する市民の皆様の信用を失墜するもので、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今後は再発防止策を徹底し、市民の皆様の信用を回復すべく、職員一丸となって取り組んでまいります。

※ 本日午後5時から、菊池市中央公民館2階大研修室において記者会見を行います。不明な点は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

菊池市教育委員会教育部

TEL：0968-25-7232（担当：川口）

■配信元

菊池市役所市長公室広報交流係

TEL：0968-25-7252